

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| Title | 「山多豆」考：「造木」の注記を中心に |
| Author | 佐野, 宏 |
| Citation | 文学史研究. 40巻, p.27-40. |
| Issue Date | 1999-12 |
| ISSN | 0389-9772 |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学国語国文学研究室 |
| Description | |

Placed on: Osaka City University Repository

「山多豆」考

—「造木」の注記を中心にして—

佐野 宏

一、はじめに

次の歌は『古事記』の輕太子と同母妹の衣通王（輕太娘女）との近親相姦に及ぶ悲恋譚において、衣通王が伊予に流された輕太子を追って行く場面での歌である。

恋ひ慕ふに堪へずして、追ひ往きし時に、歌ひて曰はく、

君が往き 日長くなりぬ 夜麻多豆能^モ迎へを行かむ

待つには待たじ^ヘ此云山多豆者是今造木者也

（『古事記』允恭天皇）

右の歌を詠じた後、衣通王は輕太子と共に伊予で自決したと伝えられているから、当該歌は衣通王の辞世歌ということになる。その第三句の「夜麻多豆」に「此云山多豆者是今造木者也」という注記がある。注記の内容は、当該歌第三句の「夜麻多豆」が、注記された當時においては「造木」だというのである。そのかぎりでは「山多豆」に付された語注であるとみられるけれども、一方で、当該歌の享受のありようを反映している可能性もあるように見受けられる。本稿では、「造木」の注記が当該歌とどのような関わりをもち得るかについて考察する。

二、歌学書等での「山多豆」と「造木」の解釈

『古事記』の注記を『萬葉集』の諸本も同様に伝えているためか、歌学書類が「山多豆」について述べているので、近世初期までのやりようを確認しておきたい。

まず、『和歌童蒙抄』「第三袖」に、

キミカユキケナカクナリヌヤマタツノムカヘニユカムマチニハ

マタシ

同第二ニアリ ヤマタツトハソマ人ヲイフ ヤマタチトイフコト
ハナリ

（尊經閣文庫藏本、古辞書叢刊）

とあり、ヤマタツは仙人であるとしている。しかし、『和歌童蒙抄』はヤマタツが枕詞として「迎へ」に掛かるところには注意していない。「迎へ」に掛ることを重視したのは「袖中抄」である。

○ヤマタツ

キミカユキケナガクナリヌ山多豆ノムカヘカユカンマチニハ

マタジ

顕昭云 考萬葉集云 山多豆者 是今造木者 云々

今案ニ タツキト云テ 木切ルモノニ山ヲソヘテヤマタツギト
云ベキヲ 木ノ詞ヲ略シテ山タツト云歟 ヤマタツノムカヘト
云ハ マサカリ ヨキナドハ カタナノ様ニタヽザマニ木ヲ切
タル也 タツキハ手ヲノ、ハノヤウナレバヨコザマニ木ヲキレ
バ ムカヘトヨム歟 又萬葉云

キミガユキケナガクナリヌ山多豆祢ムカヘカユカンマチニハ
マタジ

是ハ同体ノ歌ノ山タツネットカケリ ネトノトハ同五音ナレバ
山タツノヲヤマタツネット書歟 又山タツネットアルベキヲ前歌ニ
ヤマタツノト書歟 コレヲヤマタツネットハベチノ物ノ名ニアラ
ズ ヤマタツネムカヘニユカントヨメルト云人モ侍リ ソ
レハイハレズ 萬葉ニ山タツハ造木モノト注タレバ 此歌モ同
クコヽロウベキ也。

綺語抄云 ヤマタツトハヤマニキツクル物ヲ云

引萬葉注

童蒙抄云 ヤマタツトハソマ人ヲイフ ヤマタチト云詞也
今云 萬葉ニ造木者ト云ツレバ 者ノ字ニ付テソマ人トモイヘ
ル歟 モシタツギヲ云トイハ「器物ナレバ造木物ト云ベキニヤ
」 柚人ナラバムカヘトツケン事イカドトキコユ 又ヤマタツ
ネトイハムモイカヽ 者ト物トハカヨヒテカケル 常事也 或
説云 ヤマタツハ柚人ノツクリ木也 ヤマタツトヨミテハ必ム
カヘトヨメリ 柚ニハ木ヲツクリヲキテ 一二月モアリテ取ニ
又更二入ル心ナルベシモ 今云此義ニテハムカヘト云事サモア
リナン 萬葉ノ注ヲ今造木者可読歟。

(『袖中抄の校本と研究』)

所生堂舍頃倒及數十年不蒙公恩、敢不可修造、隨即相
期公家造木之程

「袖中抄」は、当該歌において「ヤマタツの迎へ」と続くことに注
意して「造木者也」という注記との整合性から、ヤマタツは「タツ
キ（錆）」という道具ではないかとしている。また、当該歌と異伝
関係にある磐姫皇后歌の「山尋ね」という解釈を「造木」の注記に
よって否定し、当該歌と「同体」とみている。ここには、当該注記
がその歌の理解に有効に機能するという前提のあることが知られる。
そして、その意味において解釈すれば「綺語抄」「和歌童蒙抄」の
袖人説にも妥当性が見いだせることを説くのである。

この「袖中抄」の見解は後世に多大な影響を及ぼし、この後の諸
説は概ね袖人説とタツキ説とのいずれかに大別できる。袖人説をと
るものとしては、「八雲御抄」「藻塙草」さらに「萬葉代匠記」が
あり、タツキ説をとるのに、「色葉和難集」「詞林采葉抄」さら
に「古事記伝」がある¹⁰⁾。その中にあって、やや趣を異にするもの
としては「萬葉集管見」に、

山たつ 山に入テ木をきり出スものゝ名也。材木を断木トいへ
は、山にて木ヲきる心也。
(萬葉集管見)

とあり、一連の袖人説とタツキ説とを「材木（断木）」という点で
いすれの説でも該当するような折衷案を提出している。「萬葉集管
見」が指摘する「断木」説に関連して、歌学書の多くが以上のように
な考證を提出するには、次の「造木」の用例から推察することが
できる。「豪明寺文書」の大隅国司宣案(長久二年十一月十二日)
の中に、

とある。序宣の内容は泰明寺の周辺の木々を周辺の雑人が勝手に伐ることを制止させよというものである。その中に「所在の堂舍頗倒すること数十年に及び公恩を蒙らず、敢て修造すべからず。隨ひて即ち公家、造木相期するの程」とあることから、「造木」が「建築用の材木を造る」意味で用いられていることが窺える。材木にするという意味では、普通には「木作」というのであるが^{注1}、「造木」というのは右の文書からすれば、材木にするために山から木を伐り出すというほどの意味であると考えられる。

歌学書の多くが杣人説・タツキ説を提出するのには、右のような「造木」という語の使用があると推察されるけれども、より大きな要因は当該注記「此云山多豆者是今造木者也」の「造木者」の「者」を引用を示す虚詞とは読みにくいとしたところにある。「杣中抄」が「萬葉ノ注ヲ今造木者可読歟」として疑問を残しながら、当該注記「者也」の「也」字を捨てているのはその現れである。しかししながら、「古事記」の注の形式からすれば、

此謂赤加賀知者今酸醬者也 (神代記上「八俣の大蛇退治」の条)

其登岐士玖能木實者是今橋者也 (垂仁記「多連摩毛理」の条)

のように、「者也」の「者」は虚詞として使われているから、これを実詞とみると「古事記」においては難しい。したがって、当該注記の「造木」は名詞である可能性が高く、「山多豆」の異名を注記しているとみるのが妥当である^{注2}。

三、近世以降の「山多豆」と「造木」の解釈

前節にみたような一連の杣人説・タツキ説とは全く別の観点から当該の「造木」を名詞として捉えたのは加納諸平である。『萬葉集美夫君志』別記の「加納諸平 山多豆考」に拠れば次のようにある。

今案ふるに、造は國造伴造など古書に美夜都古と訓めれば、其訓によりて造木者也と訓むべし。其みやつこ木は、和名抄に本草云接骨木和名美夜都古木と見え、伊呂波字類抄に女貞ニハツコギとあるは、美夜都古を訛れるを、今は都古を登古に訛り木を除きて爾波登古といふ木なり、此運波登古の木は一名を多豆の木又木多豆ともいふ。(中略) 多豆の木は、和名抄に拾遺本草云女貞一名冬青和名太豆乃木楊氏漢語抄云比女都波木、冬月青翠故名之とありて接骨木とは別に載せたれども、本草和名には女貞一名冬生(出釋菜)、一名索蘆(出太清經)、一名山節、一名青員、已上出兼名苑。和名 美也都古岐、一名多都乃岐、伊呂波字類抄接骨木ミヤツコギ、女貞冬生、山節、青員、索蘆、独骨、冬青(已上七名亦名タツノキ)又女楨(タツノキ)ヒメツハキ、女貞(タツノキ)ニハツコギなど接骨木も女貞も共に多豆乃木、美夜都古木など訓めると、上にいへる接骨草の名にても、多豆乃木は接骨木の一名なる事明なり。

(『萬葉集美夫君志』別記)
諸平は、「造木」を「山多豆」の和名を注記しているとみて、特に「国造・伴造」などから、ミヤツコギと訓むべきだとする。そして、ミヤツコギとは「女貞」と「接骨木」との両方を指すようだが、そ

れは枝葉が対生するから誤ったのであろうという。

右の諸平の説に対して木村正辭は「山多豆」の植物名として「造木」を捉えることには同意しつつも、「造木」は「山多豆」の漢名であるとしている。その理由として、前引の『古事記』の注を示して「此謂赤加賀知者今酸醬者也」「其登岐士玖能木實者是今橘者也」とある「酸醬」も「橘」も漢名であることを指摘し、さらに『新撰字鏡』に、

女貞實 八月採實陰干、比女都波木 又云 造木

(天治本『新撰字鏡増訂版』京都大学文学部編)

とあることを挙げる。そして『袖中抄』などにみえる当該注記は『萬葉集』を引用しており、不確定な要素もあるが、『古事記』と『新撰字鏡』にも「造木」とあるのだから、誤字の可能性は殆どないであろうと推定している。その上で、

諸平は古事記の造木をミヤツコキと訓て接骨木の和名としたれど、造木は漢名にてミヤツコキとよめる事の非なるよしは既に弁じたるが如し、又接骨木をタツノキといへる事、古書には見えず、以呂波字類抄の訓も接骨木はミヤツコキ、女貞以下七名はミヤツコキ又名タツノキといふ意と聞こえたり、かくのことく、女貞にはタツノキの名あるのみならず、一名造木とさへあれば、古事記の歌詞又原注と全く符号せり、これ決なく女貞と定むべき也。但し、女貞も其葉相向對せるものなれば、向かふといふべきものなり。

(『萬葉集美夫君志』「山多豆考補正」)
正辞は「山多豆」を植物名とみるとおいては諸平と同じである

けれども、「造木」は「接骨木」ではなくて「女貞」の漢名であるとしている。この点、正辞は『新撰字鏡』に「女貞實」を「造木」としていることに基づいており、諸平説よりも説得的である。

ところが、現行の注釈は諸平説に従っている。澤瀉久孝氏は、

山たづの「原文の注」古事記にも同じ注がついてゐる「に造木」といふものだとある。新撰字鏡(七)には「雄」と「女貞實」

とに「造木」と注し、本草和名(上)には「女貞」に「和名美也都古岐一名多都乃岐」とあり、和名抄(十)には「接骨木」に「美夜都古岐」とし「女貞」には「一名冬青太豆乃岐」とある。美夫君志別記「山多豆考補正」には加納諸平の山多豆考に山たづは倭名抄の接骨木で今のニハトコであると述べた説をくはしく紹介した後、新撰字鏡によつて、女貞とすべき事が詳せられてゐる。女貞だと今のたまつばき(ねずみもち)といふ事になるが、新撰字鏡以下三書の記録をそのままに見るとこの解決は出来ず、既にそれらの書に誤解があつたものと思はれ、類聚名義抄(伝、下、本)に接骨木にミヤツコギ、植にミヤツコキとあるのはその混同を示すものであり、ミヤツコがニハトコと転じたもので、萬葉の「山たづ」は大和本草(十一)に接骨木^ノとあり、本草綱目啓蒙(卅二)に「接骨木 タツノキ キタツ ニハトコ」などとあるものと見るべきである。すひかづら科の落葉灌木で、葉の対生が特に目に立つものであるから、「むかふ」の枕詞として用ゐた

として、本草書や古辞書では判断しがたいとして、「造木」をミヤツコギと訓じることを前提にすれば「接骨木」とみるのが妥当だと

している。

右の『萬葉集注釈』に代表される現行の諸注は、正辞以前の諸注を一顧だにせず、諸平説によつて「山多豆」を「接骨木（タツノキ・ミヤツコギ）」と同定している。そして「接骨木」の葉が対生するから「迎フ（リムキアフ）」に掛かる枕詞であるとするのである⁽¹⁾。

しかしながら、既に正辞が説いているにもかかわらず、なおやマタツを「接骨木」と同定することの根拠として、古辞書に「接骨木」の訓として「タツノキ」と「ミヤツコギ」とが重なるからだとうのは、やや説得力にかけるよう思われる。その場合に『大和本草』や『本草綱目啓蒙』といった近世の本草書から直ちに『古事記』の注記を説明するのは問題があろう。

四、「造木」注の検討

本節では、諸平説・正辞説について検証することにしよう。

「女貞」と「接骨木」とについてその和訓を示している主な資料を凡そ時代順に整理すれば次のような。

- ①『新撰字鏡』（天治本『新撰字鏡増訂版』京都大学文学部編）
女貞實 八月採實陰干 比女豆波木 又云 造木
械 造木 槌 同上（享和本には「械 造木 槌 同上」ナシ）
(接骨木 ナシ)
- ②『輔仁本草』卷第十二 卷 木 上冊七種
(『本草和名』日本古典全集)
- 女貞 一名冬生、出釋菜、一名索盧、出太清經 一名山節、一名

青員、已上出兼名苑 和名 美也都古岐、一名多都乃岐、

(接骨木 ナシ)

- ③『和名類聚抄』（元和本『諸本集成倭名類聚抄』京都大学文学部編）
女貞 拾遺本草云女貞一名冬青、和名太豆乃木、楊氏漢語抄云、比女都波木。

- ④『医心方』 卷第一 （半井家本、オリエント出版社）
女貞 和名太川乃岐乃三
接骨木 和名美也都古支

- ⑤『類聚名義抄』
植 コハシ カタヒラ ハリカタ クヒサ ミヤツコギ
接骨木 ミヤツコギ

- ⑥『伊呂波字類抄』二巻本
女貞 タツノキ ヒメツハキ 冬不凋木也 冬青同
接骨木 ミヤトコギ

- ⑦『同』
女植 タツノキ 又 サメツハキ
(黒川本、古典保存会複製書)

- ⑧『同』
女植 ヒツツハキ 冬不凋木也。
(三巻本、尊経閣叢刊)

右の中『新撰字鏡』と『輔仁本草』とには「接骨木」が本草の項目として挙げられていない⁽²⁾。『新撰字鏡』の「造木」の用例は「小字篇字及本草木異名第六十九」の和訓だけを施す例の多い卷にある。正辞は漢名だというが、「造木」という語を名詞で用いた漢

籍の例は皆見では見つけにくい。これを「ミヤツコギ」と訓むのは借訓となる。これについては『新撰字鏡』「木部第六十八」に、

棺 古丸反 人木

(天治本『新撰字鏡増訂版』京都大学文学部編)とあるのは、『和名類聚抄』(元和本)に「棺」の訓として「比止岐」とあり「人木」が「ヒトキ」の借訓表記であるのが参考になる。

また『日本書紀』成務天皇五年秋五月の条の「令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置」とある「造長」に対して、「日本紀私記(丙本)」には「美也豆古」とある。さらに「國」^ノ「造」^ノ「伴」^ノ「造」の語構成から「造」字単独で「ミヤツコ」の訓に相当すると分析される可能性が高く、「造木」はこの場合「ミヤツコギ」と訓まれてよいであろう。「色葉字類抄」黒川本の「サメツハキ」は「同」二卷本と照合すれば、「ヒメツハキ」の「ヒ」を「ヒ」に訓み誤った結果であると考えられる。また、「同」三卷本の「ヒツツハキ」は誤写であると推定される。よって、「色葉字類抄」では「女貞」の訓として「タツノキ・ヒメツハキ」の両方を挙げていると考えられる。

| 文 献 | 女 | 貞 | 接骨木 |
|-------|----------------|-------|-------|
| ①新撰字鏡 | ヒメツハキ | 造木 | 項目ナシ |
| ②輔仁本草 | タツノキ | ミヤツコギ | 項目ナシ |
| ③和名抄 | ヒメツハキ | タツノキ | ミヤツコギ |
| ④医心方 | タツノキノミ | ミヤツコギ | |
| ⑤名義抄 | (主植)の御名にてミヤツコギ | ミヤツコギ | |
| ⑥字類抄 | ヒメツハキ | タツノキ | ミヤツコギ |

これらをまとめると上段の表のようになる。『新撰字鏡』・『輔仁本草』では「女貞」を「タツノキ」・「ミヤツコギ」と訓じており、「和名類聚抄」以後「ミヤツコギ」は「接骨木」の訓として分離していることがわかる。『類聚名義抄』では「植」の訓として「ミヤツコギ」を挙げている。「植」は「廣韻」「下平声清第十四」に、

植 植幹、題曰植 旁曰幹 又女植冬不凋木也

とあり、「女貞」を指すから、その訓が反映しているとみてよい。『類聚名義抄』は、それ以前の訓をも含めて類聚しているため、「接骨木」と「植(女貞)」とが同じく「ミヤツコギ」と訓まるのであるが、普通には『色葉字類抄』が示すように「ミヤツコギ」は「接骨木」のみを指すようになったものと考えられる。そこで当該注記をみれば「山多豆(ヤマタツ)」を「造木(ミヤツコギ)」と同定している。当該注記は「女貞」の訓のありようからすれば、「新撰字鏡」の段階から『輔仁本草』の段階への過渡期において成立した注記であるといえる。

ここで注意すべきは、本草名として辞書に登録されるレベルと俗称されるレベルとでは異なるという点である。右のように、本草の和名が揺れるのは、日本の場合、本草学は漢籍による外来思想であるということに起因している。本草名は、原則的に漢語乃至は漢語表記された名称がいわゆる学名として登録されているのであって、その和名は、その当時に最も広く通用する名称として命名者が認定したものである。よって、命名者の社会的乃至は地理的な位相差が反映しやすく、特に動搖しやすい性質のものといえよう。つまり、

本草の和名は、ある時代の共時的な名称が本草書編纂のその都度とに採録されているとみた方がよい。

このようにみれば、当該注記を施した当時においては「山多豆」を「女貞」と同定していた蓋然性が高いと考えられる。「女貞」が「ミヤツコギ」と称されなくなつた時代を反映するものとしては、「袖中抄」に次のようにあることが参考になる。

○ツラ／＼ツバキ

カハカミノツラ／＼ツバキツラ／＼ニミレドモアカヌコセノ
ハルノハ

顯昭云 ツラ／＼ツバキハ列々トカケリ ツラナレルツバキヲ

云歟 又考本草等ニ女貞ト書テタツノキトヨミ 又云 ツラツ

バキト読メリ 是ヲシカヘシテツラ／＼ツバキトヨメル歟

ツラ／＼ト云詞ニソフル也

又云 コセヤマノツラ／＼ツバキツラ／＼ニ

オモフナワガセコセノハルノヲ

(『袖中抄の校本と研究』)

右と全く同様の記載が『塙叢抄』にもみられる。傍線部のように「女貞」は「タツノキ」だとしていることは注意されよう。

ともあれ、「袖中抄」の時代には「女貞」を「ミヤツコギ(造木)」

とは同定できなかつたらしく、このことと前述の「公家造木之程相期」という「大隅国司庁宣案」との用例が示すところに、一連の人説・タツキ説を生じた一つの要因があつたものと考えられる。

また、狩谷被斎が『箋注和名類聚抄』の中で、

本草和名云女貞和名美也都古岐、一名多豆乃岐、又云接骨木和

名美也都古岐。蓋輔仁不能詳、併ニ木同訓也。源君斷訓接骨

木為美也都古岐、故單訓女貞為大豆乃岐、然今俗呼接

骨木為木太豆、呼胡蘿為草大豆則大豆乃岐、即美也都古岐之別名、源君以美也都古岐大豆乃岐分為二木者誤。

(『諸本集成倭名類聚抄』京都大学文学部編)

と傍線部のように、源順の指摘を誤りだとしている。この『箋注和名類聚抄』の記述や前の『袖中抄』の例からも知られるように、本草の和名は共時的な判断が専行しており、その時代を離れると動搖しやすいことが知られる。

五、「造木(女貞)」と注記する意味 —当該歌との関わりから—

さて、当該注記の「造木」は、正辭が説いたように「女貞」である蓋然性が高い。が、しかし、それは本草名とその和名との考証から知られるだけで、まだなお「造木」が「女貞」を指すということは可能性にとどまる。では、「山多豆」が「女貞」であることから、当該注記「造木」が当該歌と関わるということが証明できれば、逆に「造木」は「女貞」を指しているということにもなる。

「女貞」は既に述べるように本草名として登録されている。まずはそのことを確認しておく。図書寮叢刊所収の『新修本草』残缺十卷(書陵部本)に拠れば次のようにある。まず経文部分を挙げると、

女貞實 味苦。甘。平。無毒。主補中・安藏・養精神・除

百疾。久服、肥健・軽身・不老。生武陵川谷。立夏採。

とあり次に注文として以下のようにある。

葉茂盛、凌冬不凋。皮肉白、与秦皮為表裏。其樹以冬生而可愛。諸處時有仙經亦服食之。俗方不復用。市人亦無識之者。

書陵部本には、この後に「謹案」として、「神農本草經」以後の注

—いわゆる「新修本草」での増訂部分を次のように挙げてある。

謹案 女貞葉似拘骨及青樹等。其實九月熟、黑似牛李子。經云、秦皮表裏、誤矣。然、秦樹葉細冬枯、女貞葉大冬茂、殊非類也。

（「新修本草」残缺十卷、図書寮叢刊）

なお、右の書陵部本と小島尚真・森立之らの考証によって復元された陶弘景『本草經集注』の稿本との異同を次に示せば、書陵部本が「立夏」とするのを、稿本が「立冬」とする点、同様に「皮肉白」とするのを「皮青肉白」とする点の二点である。本文の記述内容としては、「新撰字鏡」の「女貞實」の項に「八月採實陰干」とあることを重視すれば、原本は稿本の「立冬」の本文であつた可能性が高い。

右引用中の傍線部のように「女貞」は「立冬（夏）」に（女貞実を）採る」「葉茂り盛んにして、冬を凌ぎ凋えず」とあり、常緑樹であることが知られる。これに類似した記述は本草書にかぎらず、『藝文類聚』卷第八十九の「女貞」の項目に次のようにある。

山海經曰、太山多貞木。鄭氏婚禮誌文贊曰、女貞之樹、柯葉、冬生寒涼守節、險不能傾。典術曰、女貞木者少陰之精冬葉不落。晉宮闈名華林園女貞一株。○晉蘇彥女貞頌曰、昔東阿王作楊柳頭辭義慷慨旨在其中。余今為女貞頌。雖事異於往作，蓋亦以厲治容之風也。女貞之樹一名冬生、負霜蔥翠、

振柯凌風、故清士欽其實而貞女慕其名、或樹之於雲堂、或植之階庭。

（宋刻本 新興書局）

右の記述で注意されるのは、「女貞の樹、柯葉は冬に生ひ、寒涼に節を守り、陰しきも傾ける」と能はず」とあり、「霜を負ひて葱翠。柯を振りて風を凌ぐ。故に清士は其實を欽びて、貞女は其名を慕ふ」とある点で、「女貞」の名の由来を窺わせる。

また、「文選」卷八斎賦中の「上林賦」に「橿櫟木蘭、豫章女貞、長千仞、大連抱」とあり、その「豫章女貞」に張掛の注として、「女貞、木葉冬不落」とある。同賦が「漢書」卷五十七司馬相如伝第二十七上に記載されており、その注に「師古曰、女貞、樹冬夏常青、未嘗凋落。若有節操故以名焉」として、『藝文類聚』や『本草經集注』と同様の記述がみられる。

冬に凋えない常緑樹というのならば他にもみられるのであるが、「女貞」の場合注意されるのは、特に貞節という概念と結びついて、その本草名さながらに貞女を象徴する例のあることである。「後漢書」第五十四「盧植伝」の注に引く「琴操」に次のようにある。

植聞髮有不恤縛之事、漆室有倚櫓之戚

（琴操曰、魯漆室女倚柱悲吟而嘯、隣人見其心之不樂也、進而問之曰、有淫心欲嫁之念耶、何吟之悲。漆室女曰、嗟乎嘆乎子無志、不知人之甚也。昔者、楚人得罪於其君、走逃吾東家、馬逸、陷吾園葵。使吾終年不懶菜。吾西隣人失羊不還、請吾兄追之。霧濁水出、使吾兄淹死、終身無兄政之所致也。吾憂國傷人、心悲而嘯。豈欲嫁哉。自傷懷結而為人所疑。於是囊裳、入山林之中見女貞之木、

喟然嘆息、援琴而弦、歌以女貞之辭、自縊而死。▼

(『和刻本正史後漢書』古典研究會)

右は、本文をやや変えながら『列女伝』に「魯漆室女」としてとられ、さらに『蒙求』にもとられているので、広く知られていた説話であることがわかる。『後漢書』の記述からすれば、右の『琴操』所収の説話の内容は、傾国の兆しは、結果として葵畠を荒らし、兄をも死なせるというように次々と波及していく。その中にあって、女人だけがその難を逃れることができようか、否、決してできないのだという、まさに憂國の女として「魯漆室女」はある。ところが、周囲は彼女を「有淫心」、欲嫁邪」とその真意を推量しない。この疑いをかけられたことによって「女貞之辭」を詠じて自決したと伝えられる。『琴操』は現在は伝わらないけれども(註)、『後漢書』に「喟然嘆息援琴而弦、歌以女貞之辭」とある「女貞之辭」にあるものは、『樂府詩集』卷第五八「琴曲歌辭」の中に「處女吟 魯處女」として次のようにあるのが参考となる。

菁菁茂木隱獨榮兮、變化垂枝含鬱英兮
脩身養志建令名兮、厥道不同善惡并兮
屈身身獨去微清兮、懷忠見疑何貪兮

(『樂府詩集の研究』汲古書院)

この『琴操』の文脈は、「女貞」がその名さながらに「貞女」の象徴として捉えられている点で注意される。当該歌が皇位継承争いに敗れた側にある衣通王の辞世の歌であったことを考えれば、偶合にしてもよく近似しているといえるのではないだろうか。

当該『古事記』の文脈も、本来ならば、輕太子が皇位継承権をも

つており、実質的に大前小前宿禰が穴穂皇子に帰ったことで、臣下の推戴を得られなくなるのである。しかし、近親相姦の事件がなければ——敢えていえば、その疑いがかかるなければ、太子が伊予に流されるというようなことはなかつたはずであつた。この状況下にあって、同母妹であり、妻でもある衣通王の立場は微妙である。当該歌を今一度ここに挙げれば、

君が行き日長くなりぬ 山多豆乃迎へを行かむ 待つには待たじ
とある。恋しい思い故に待ち切れぬという情緒的な表現にも毅然とした決断がある。この衣通王の決断は、表面的には待ち切れぬ女の切実な情からなされているけれども、当該歌のおかれた文脈からは、軽太子と共に自決することの決断でもある。この文脈において衣通王の決断と「忠を懷ひて疑はるるに、何ぞ生を貪らん」と詠んで自決する「魯漆室女」のそれとは、いずれも忠節を貫くという点で通じるところがあるのでなかろうか。ここに筆者は、「造木」と「山多豆」とが「女貞」を介して関連づけられると考えるのである。衣通王に上述のこととき「貞女」のありようを見るならば、それは相當に同情をこめたものであるということになろう。なぜならば、仮にも政争に破れた者を、そして何よりも「姦」を犯した者を「貞女」と賞賛する必要はどこにもないからである。しかしながら、当該歌を含むこの兄妹の悲恋譚が當時、相当な同情と共感とをもつて語られていることもまた事実である。この点を神野志隆光氏は「『古事記』をよむ——輕太子・輕大郎女の物語——」(新編日本古典文学全集『古事記』)において次のように述べる。

二人の関係は、地の文の表現の通り、事柄としていえばあくま

で「姫」なのである。それは動かない。「訓」「意味」による
とすれば、そこに回収されてしまうところでしか語り得ない。
歌だから事柄とは別な磁场を作ることができる。あるいは、歌
だから道理を超えた情愛として表現する」とが許される。事柄
は許容されようのないものもあるが、道理とは別に見出して
しまうものを歌があらわしているといえよ。

そして、当該注記はその歌に附されているのである。つまり、地の
文においては、神野志氏のいうように衣通王は「姫」を犯したもの
でしかあり得ず、上述の「とき意味での「造木」注は附されなかっ
たであろう。がしかし「姫」を犯したとはい、其時的な歌の場
だからこそ「造木」という注記は敢えて残されたとみてよいのでは
ないか。

六、おわりに

ここで問題となるのは、何故に「山多豆者是今女貞者也」と注記
しなかったのかという点である。これについては「古事記」の注記

全体との関わりの中で改めて論じたいが、現在のところ「女貞」の
名を注記しなかった理由については十分に説明できない。このこと
は「山多豆」を「接骨木」だと同定する現行の説でも「造木」が本
草の和名を注記しているため同様に問題となる。

「造木」の注記は「古事記」においては特殊なものである。なぜな
らば、訓「夜麻多豆」に訓「造木」の注記を施すことは実質的に地
名縁起を示すような場合を除いては、有効ではないからである。前述
したように、本草の和名は位相差が現れやすいものであるから、「造

木」注は「山多豆」の語注としては機能的でないものになる。しかし、
何故にこの「造木」注が付されているのかを問うたとき、「造木」と
「山多豆」とは、「女貞」を介して当該の文脈の中で結びついている
と考えられる。そのようにみれば、当該注記は衣通王に「貞烈女」と
いう価値を与える注記として機能するのではないか。今のところ
はこのようにみておきたい。

当時において「山多豆」が上述の「とき意味」で「女貞」と理解されてい
た可能性を示す例として、高橋蟲麻呂の次の長歌がある。

四年壬申藤原宇合卿造西海道節度使之時高橋連蟲麻呂作歌
白雲の 龍田の山の 露霜に 色づく時に うち越えて 旅行く君は
五百重山 い行きさくみ 敵まもる 桃葉に至り 山のそき野のそ
き見よと 伴の郎を 班ち遣はし 山彦の 爽へむ極み たにくぐの
さ渡る極み 国形を見したまひて 冬こもり 春さりゆかば 飛
ぶ鳥の 早く来まさね 龍田道の 岡辺の道に 丹つづじの には
はむ時の 桜花咲きなむ時に 山多頭能 迎へ参る出む 君が來
まさば

これは、藤原字合が西海道の節度使に向かうときにその縁に送られた
長歌である。その中に、「冬」もり「春さりゆかば 飛ぶ鳥の 早く来
まさね 龍田道の 岡辺の道に 丹つづじの にははむ時の 桜花咲き
なむ時に 山多頭能 迎へ参る出む 君が來まさば」とある。これは、
当該歌をベダンティックな表現として用いたに過ぎぬとのみかたも
あるが、「丹つづじのにははむ時の桜花咲きなむ時に」と全くの
春爛漫の風景にあって「山多頭能迎へ参る出」ようというのである。
「山多豆」が常緑樹でしかも目立たない「女貞」であるという理解

にたてば、自らは目立たぬながらも変わらぬ情で待つていようといふのであるから、巧みに構成されているといえる。しかも、蟲麻呂と宇合との贈答であるから、「藝文類聚」の「女貞」の記述「清士欽其質而貞女慕其名」を当然踏まえていたと考えられ、ただひたすらに待ち、そして迎えようという「清士」の心を餞として送ったのだと解されるのである。その場合の「山多豆」は枕詞とは必ずしもいえなくなるが、植物が人を迎えるという表現としては、「萬葉集」に、

娘子らがかさしのために風流士がかづらのためと敷きませる国のはたてに咲きにける桜の花にはひもあなたに

(卷8一四二九)

去年の春逢へりし君に恋ひにてし 桜の花は迎へけらしもとある長歌とその反歌との関係からすれば、「桜の花」が人を「迎へ」というのであるから、「山多豆」を「女貞」として表現することは可能であったものと思われる(註1)。

後世の例ながら、「女貞」を「貞女」のありようとして捉えているものに「伊勢」の次の例が挙げられるよう(註2)。西本願寺本に拠れば、

寛平みかとの御時大宮す所ときこえける御つほねに、やまとおやある人さふらひけり、おやいとかなしくて、なへ

てのをとこにはあはせしとおもひてさふらはせけるに、宮すところの御せうといとねむころにいひわたりたまふを、いかゝりけむ、おやいかゝいはむとおもへと、さるへきすくせにこそあらめ、わかき人たのみかたくそあるや、と

そいひける、としふるほとに、その時の大将のむこになりにけり、おやきゝてされはよとおもひけり、をんなかきりなくはつかしとおもふほとに、このをとこのもとより、をとこのおやのいへは五条わたりなるにきてかきのもみちにかくかきつけたり

ひとすますあれたらやとをきてみればいまそこのは錦おりけるをなんないと心うき物から、あはれにおほえければなみたさへしぐれにそへてふるさとはもみちのいろもこさそまる

とかきて、ねすみもちにつけてやりける、なか月はかりのことなるへし、をとこもみてかきりなくめてけり

(卷8一四三〇)
とあり、現行の諸注では全て、傍線部を島田良一「藏本「ねすみもちのもみちにつけてそやる」」かもしくは、正保版本「ねすみもちの紅葉にさしてなむやりける」にあるように、「ねすみもちの紅葉」としている。これは、男が紅葉につけた歌に対し、女は「もみちのいろもこさそまる」というのだから、紅葉につけたに違いないと解した結果の現れであろう。つまり、西本願寺本の本文は誤りとして訂された可能性がある。

ネズミモチは「和漢三才図會」に拠れば、

女貞 いぬつばき ねすみのふん ねすみもち

貞木 冬青 蝶樹 和名太豆乃木又比女豆波木

俗云鼠乃久曾又云狗都波木又云鼠綱
とあり、「女貞」の異名であることが知られる。現在でも京都府南部山城方言では「女貞」のことを「ネズミモチ」「ネズミノフン・

ネズミノフンコロ」などと称している。この実は熟すと濃い黒褐色となり、しかも全くの円形ではなく、滴のようないわゆるドロップ型をしている。その黒褐色の実が地面に落ちると干し葡萄のように白い粉を吹いて木の根本に多数散らばる。その様子は確かに鼠の糞のごとくである。恐らく、本草名とは別に民間の俗称としては、早くからネズミモチと称されていたものと思われる。

右の『伊勢』のネズミモチが「女貞」ならば、常緑樹であるから紅葉することはない。右の『伊勢』の記述は、やはり西本願寺本の本文の方が本来の形であったと考えてよいのではないか。この場合、ネズミモチにつけたのは、「女貞」の名さながらに、ただひたすらに待ち続けた女の涙によって、紅葉したのだと返したのである。特に、西本願寺本には「なか月はかりのことなるへし」とある。これは、前述の『新修本草』にあるように、ちょうど九月に黒褐色の実が累々となるからだと考えられる。その実の形状と色とを血の涙になぞらえたのである。この『伊勢』の例は「女貞」が「貞女」を象徴するという理解があつてはじめて成立する例といえよう。

以上のように考えれば、当該の「造木」注は、当該歌の「ヤマタツ」を「女貞」と享受した現れであると考えることが許されよう。それは、経太子と衣通王との悲恋譚に対する、当時の共感と同情との顕著な現れとして位置づけられるであろう。そのようにみたとき、

当該注記の「造木」は「女貞」の名を負いながら、悲恋譚を悲劇たらしめる背後の文脈として機能するものと考えられるのである。

(注1) 真福寺本では「夜麻多豆能爾」とあるけれどもその他諸本

は全て「夜麻多豆能爾」とある。恐らくは、「能」の異文注記に「尔」とあつたものが本文に混入したものであろうが、その元となつたものは未見である。

(注2) 「萬葉拾穂抄」(廿冊本・桜井蘭・尾崎富義編・新興社)

「八五番歌頭注」は袖中抄をそのままに引くが、「造木」の注記は、山多都についての古事記の注を萬葉集がそのままに書いたのだとして、はじめて注記の典拠を指摘している。

やまたつねとハ、山たつとの云詞を五音相通故ねと云也。たつは通也。和名云瑞音繁多都伎廣刃斧也。山のたつきと云を略して山たつとハ云也。手をののはのやうなれば、横さまに木をきれは迎へといはん枕詞也。又云、山たつとハ袖人のつくり木也。袖にハ木を造りをきて、程有てとりに更にくる心をむかへかゆかんの枕詞に是也。是が袖中抄之語。愚痴哥の心は、帝の物へゆきおはして歎かしきに、むかへかゆかん只に待に待るんかと也。山多都者是古事記の此哥の注を其まゝ此集にかけり。イ書奥歌後。

しかし、その注記のありようは、「造木」注からはなれて、当該歌の表現から「ヤマタツ」を説明しようとしており注意される。

(注3) 次に「木作」の例を挙げる。

「平安遺文」文書番号二五一〇「官宣旨案」康治二年
通被下仮殿並採材木始木作日時等

「同」文書番号四四六「紀伊國金剛峰寺解案」寛弘三年

五仏木作二百石 採(株)色名三百石

(注4)『古事記』での「者」字の用法については、直木孝次郎氏

「『古事記』用字法に関する一試論——者という字について——」

(『人文研究』四卷九号、『日本古代の氏族と天皇』所収)、

瀬間正之氏「上代に於ける『者』字の用法——助詞用法から助詞表

記へ——」(『国語文学史の研究』)、『記紀の文学表現と漢訳仏

典』所収)、山口佳紀氏「『古事記』における『者』字の用法と

解釈」(『山口明穂教授還暦記念国語学論集』所収)に詳細な

考察がなされている。また、「者也」を日本語のソ(或いは
ゾ)の表現を導く表記であることを指摘したものとして、石塚
晴通氏「古事記の文末辞法」(『国語と国文学』五一卷四
号)がある。

(注5)従来の説を批判的に検証した論に、堀勝博氏「山たつの迎
へ」考(『日本文藝研究』第五十一卷第二号)がある。堀氏は、
当該歌の「ヤマタツ」は「接骨木」であるとして「迎へ」に掛か

る理由について考察している。そして、「ヤマタツノ」は「接
骨木」の発芽が他に先んじて早く顯著であるから、「いわばこち
らから春を「迎ふる」という習性に取意した枕詞ではないかと
される。

本稿では枕詞「ヤマタツノ」が如何なる理由で「迎へ」に掛かる
のかについては考察が及ばなかった。また、堀論文と本稿とでは、
引いている資料で重なる点も多くなるが、論証の視点、結論とも
に異なると判断して掲載したことを附記する。

(注6)『輔仁本草』では、「續断」の一名として「接骨樹 疑是」と
存疑ながらもみえ、「和名波美一名於爾乃也加良」とある。また

「陸英」の一名にも「接骨樹」とみえている。「本草經集注」などにある「接骨木」は「神農本草經」では、やはり「續断」の一名として「接骨樹」とあり、「輔仁本草」と同様である。ところが「新修本草」では「接骨木」を項目としてたてている。この点で、「輔仁本草」は「新修本草」等に挿るとされるけれども(『日本藥學史』清水藤太郎著 南山堂)、「輔仁本草」の時代には「接骨木」はその和名を記すような本草の項目としては成立していないかった可能性がある。

(注7)この点、室町中期写の『世俗字類抄』(尊經閣叢刊)では、ヒ部に「女貞 ヒメツバキ 冬青同」とあるが、タ部が含まれる第三卷を缺くために、タツノキの訓については確認できない。『色葉字類抄』二巻本をみると限りでは、「女貞」はヒ部とタ部の二カ所に出ているから、恐らくは『世俗字類抄』でも同様であった可能性がある。

(注8)『琴操』は蔡邕撰とも、孔衍撰ともいわれる。なお、「日本見在書目録」五樂家に「琴操三卷 音廣相孔衍撰」とあるが、現在伝わらない。

(注9)「女貞之辭」を『琴操』の逸文を集成した『漢魏遺書鈔』に拠って示せば、

繹史引『琴操』曰、魯漆室女倚柱悲吟。隣人進而問之曰、有淫心、欲嫁邪、何吟之悲也。漆室女曰、嗟乎、吾憂國傷人心。豈欲嫁哉。自傷懷潔而為人所疑。於是褰裳入山林之中、見女貞之木、喟然嘆息援琴而歌。女貞之辭曰、

脩身義志建令名兮 厥道不同善惡并兮

屈躬就濁世疑清兮 懷忠見疑何貪生兮

遂自絶而死。

(「叢書集成統編」藝文印書館)

右傍線部「樂府詩集」では「屈身身獨去微清兮」とある。

『漢魏遺書抄』の方が、説話の内容とよく合致しているように見えるけれども、直ちにいすれが元の形であったかは断じがたい。

ここでは、結句「懷忠見疑何貪生兮」への続き方から、「樂府詩集」の方が整っているとみてこれを挙げた。

(注10)『十訓抄』六ノ一七に「貞木」について次のような説話を載せる。

抑、松ヲ貞木ト云事ハ、マサシク人ノ為ニ、彼木ノ貞心アルニ非ス。雪霜ノハケシキニモ、色アラタマラス、イツトナク緑ナレハ、コレヲ貞心ニクラフル也。頸松ハ年ノ寒キニアラハレ、忠臣ハ國ノ危キニ見ト潘安仁カ西征ノ賦ニカケル其意也。菅家太宰府ニ思食立ケル頃、

コチフカハオモヒオコセヨ梅ノ花アルシナシトテ春ナワスレソト読ヲキテ、都ヲ出テツクシニウツリ哈テ後、彼紅梅殿、梅ノカタエタトヒ參テ、生付キニケリ。或時此梅ニ向カヒテフルサトノ花ノモノイフ世ナリセハイカニムカシノコトヲトハマシトナカメ給ヒケレハ、コノ木

先人於故宅 繩庵於旧年

麋鹿猪樓所 無主独碧天

ト申シタリケルコソ、アサマシトモ哀トモ心モ及ハレネ。

(「校本十訓抄」第六の二〇ト二一)

全く同様の説話は『古今著聞集』卷第十九(草木第廿九)にもある。

(注11)『伊勢』の例は、三木雅博氏の教示による。記して感謝申し上げる。

— 本学大学院後期博士課程 —